

数値目標

【重】…重点事業

施策事業	内 容	基準値	目標値
政策・方針決定への女性参画の拡大	市の審議会等の女性登用率【重】	48.8% (R4.1.1)	50.0% (R8年度)
	女性活躍推進企業における女性管理職の割合【重】	21.7% (R2年度)	30.0% (R8年度)
	市職員における女性管理職の登用率(課長職以上)	25.0% (R3.4.1)	30.0% (R8.4.1)
就業環境の整備	女性活躍推進企業の認証数(累計)【重】	173社 (R2年度)	400社 (R12年度)
	うバイクボス宣言企業の登録数(累計)	12社 (R2年度)	20社 (R8年度)
男性による家庭生活への参画促進	市職員における男性の育児休業取得率	25.0% (R3.4.1)	30.0% (R8.4.1)
	男性の家事・育児等参画促進事業の参加者数(累計)【重】	418人 (R2年度)	3,500人 (R8年度)
	女性活躍推進企業における男性の育児休業取得率	29.6% (R2年度)	35.0% (R8年度)
子育て世代への支援	うベ子育てパートナーの認定者数	---	150人 (R6年度)
	子育て支援拠点利用者数	30,645人 (R2年度)	70,000人 (R8年度)
	うベ妊婦・子ども応援団の登録数	---	200 (R6年度)
男女間における暴力の根絶	宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度【重】	10.4% (R3.6.1)	30.0% (R8年度)
	「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合【重】	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8年度)
	「(DV被害を)誰かに打ち明けたり、相談したりしたか」の問いで、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答する人の割合【重】	72.7% (R3.6.1)	50.0%以下 (R8年度)
健康づくりの支援	「男女共同参画センター・フォーユー定期文化講座」への参加者数	22,567人 (R2年度)	50,000人 (R8年度)
	過去2年間に乳がん検診を受けた人の割合	15.4% (R1年度)	22.9% (R8年度)
	過去2年間に子宮がん検診を受けた人の割合	17.7% (R1年度)	37.0% (R8年度)
生活に困難を抱えた方への支援	サロン等の地域福祉活動拠点数	217か所 (R2年度)	230か所 (R5年度)
広報・啓発による意識の形成	「宇部市女性活躍応援ポータルサイト」へのアクセス数(累計)【重】	7,009件 (R2年度)	50,000件 (R8年度)
教育・学習機会の充実	「宇部市女性人材バンク」への登録者数	26人 (R2年度)	30人 (R8年度)
社会制度や慣行の見直し	「各分野における男女の地位の平等感(社会通念・慣習・しきたりなどで)」の問いで、平等と感じる人の割合	16.7% (R3.6.1)	30.0% (R8年度)
	「各分野における男女の地位の平等感(法律や制度の面で)」の問いで、平等と感じる人の割合	36.9% (R3.6.1)	50.0% (R8年度)

概要版

第4次宇部市 男女共同参画 基本計画

～性別にとらわれず、誰もが個性や能力を
発揮できるまちづくりを目指して～



令和4年(2022年)3月

宇部市

【問い合わせ・編集・発行】宇部市市民環境部 人権・男女共同参画推進課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6016 Eメール jinken@city.ube.yamaguchi.jp



～ 第4次宇部市男女共同参画基本計画の概要 ～

計画策定の趣旨

男女共同参画の分野では、依然として固定的な性別役割分担意識（ジェンダーバイアス）に基づく偏見や社会制度・慣行が根強く残っていることから、これまでの取組の内容を評価・検証し、市民をはじめ各関係機関や各種団体、企業等と協働しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための方針を整備するため、新たな基本計画を策定することとしたものです。

計画の基本的な考え方

「男女共同参画社会基本法」に規定される5つの柱＜①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調＞を目指すべき方向性として位置付け、右の基本理念・基本目標・施策事業のもと、さまざまな取組を進めていくものとします。

計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

（※社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、適宜、計画の見直しを行います。）

課題解決に向けた重点的な取組

主な課題	課題解決のための取組
方針決定の場への女性の参画	行政自らが率先して女性の登用を進め、事業者、団体等に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図る。また、女性自ら意欲を高め能力を発揮できるよう女性リーダーの育成に向けた支援を行う。
事業者における女性活躍のための職場環境改善	女性従業員のための職場環境の整備、男性従業員の育児休暇取得の促進などを進める女性活躍推進企業を増やすことで、事業者における男女共同参画の理解を深め、女性が活躍できる環境づくりを進める。
夫やパートナーによる家庭生活への参画	夫やパートナーが主体的に家事・育児・介護などの家庭生活へ参画することは、男性の働き方の見直しだけでなく、女性の家庭生活における負担が軽減されることで、仕事と家庭生活の両立可能性を高め、ワーク・ライフ・バランスの推進につながることから、男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、家庭生活への参画を促進するための意識啓発に取り組む。
DV等に関する相談窓口の周知	DVは、相談につなげられないことで多数の被害が潜在化していると言われており、必要としている人に相談窓口の情報が届くよう、さらなる周知に取り組む。また、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、組織的に対応し、被害者の立場に立った利用しやすい相談環境の整備に取り組む。
男女の地位に関する平等感の形成	社会のあらゆる分野において、性別を問わず、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された、性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、ジェンダー平等への意識を醸成するため、意識啓発に取り組む。

計画の体系

【重】…重点事業 【新】…新規事業

